

令和7年度 第1回武蔵野市いじめ問題対策委員会 報告

- 1 目的** 市のいじめ防止等のための対策を実効的に推進するために、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止 等 のための対策について必要な事項を調査審議し、答申するとともに、武蔵野市立小・中学校にていじめの重大事態が発生した場合に調査を行い、その結果を教育委員会に報告する附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会設置する。
(参考 武蔵野市子どもの権利条例第25条)
- 2 日時** 令和7年7月18日(金)15:00～16:30
- 3 出席者**

	【名前】		【名前】
(法律)	矢野 謙次	(PTA代表)	福井 みやび
(医療)	松浦 理英子	(民生児童委員代表)	古瀬 恵子
(学識)	相原 雄三◎	(人権擁護委員)	太田 早苗
(学校)	鈴木 恒雄	【事務局(教育委員会)】	
(心理)	鬼頭 啓介(市派遣相談員)	教育長、指導課長 統括指導主事、指導主事	
(社会福祉)	田村 俊明(SSW)		

(◎は委員長)

4 内容(概要)

- (1) 子どもの権利条例と条例に基づいた本委員会の位置付け及び運営等について
- (2) 武蔵野市のいじめに関する現状と取組について
(いじめの認知件数や態様、市いじめ防止基本方針ポスター、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、ふれあい月間の取組、いじめ防止重点月間 等)
- (3) 審議「武蔵野市いじめ防止基本方針と
武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の改訂について」(要点のみ)
- 【①安心できる学校づくり】
- いじめ防止の前提として、子どもの心が安定し、学校が楽しい場所となることが重要である。多様性への理解も具体的に入れられるとよい。子ども同士や教師の子どもに対する言葉かけなど、教室環境の視点も大切にするとよい。
 - その上で、子どもたちが「それはやめた方がいいよ」と自分たちで防いだり、「助けてほしい」と援助希求したりするなど、自己指導力を育むことが大切である。
- 【②「武蔵野市らしさ」の打ち出し】
- 子どもの権利条例や市民性の育成、セカンドスクールの実施など、武蔵野市独自の取組実績やこれまでの学校の取組などを整理して、まとめていけるとよい。
- 【③迅速な初動対応と記録の徹底】
- いじめかなと思ったときにすぐに察知し、対応することが大切であるため、その部分が具体的に書かれていると、学校も取り組みやすい。
 - 重大事態の対応では、過去の事案の記録を必ず参照する。過去の経緯を振り返り、確実な認識の共有ができるよう、初動からの記録を徹底していくことが必要である。
- 【④加害者・被害者の枠組みを超えた支援】
- いじめを受けた側のケアは、第一に大切すべきことである。その上で、いじめた側も葛藤や不安などを抱えていることがあるため、それらをケアする対応や保護者への支援も大切である。
 - SNS等でのつながりによるいじめもあるため、専門家の話を聞く機会をつくるなどして、子どもや保護者がどんなことで困っているかを把握することも大切である。
- 【⑤保護者・地域との連携強化】
- 年度当初に学校のいじめ防止に関する方針や取組を発信する等、保護者との認識共有の取組を記載できるとよい。
 - 子どもに関する相談や子育て支援に関する取組の情報発信もあるとよい。